○国土交通省告示第八百七十八号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十七条の三の規定に基づき、同条の国土交通大臣が定める危険物又は有害物を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用し、平成二年運輸省告示第五百五号（船員法第百十七条の三の主務大臣の定める危険物又は有害物を定める件）は平成二十九年九月三十日限り廃止する。

平成二十九年九月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

船員法第百十七条の三の国土交通大臣が定める危険物又は有害物は、次のとおりとする。

一　タンカーにあっては、次に掲げる危険物又は有害物

イ　次に掲げる石油及び石油製品

(1)　原油
(2)　ナフサ
(3)　揮発油
(4)　ジェット燃料油
(5)　灯油
(6)　軽油
(7)　重油
(8)　潤滑油
(9)　パラフィン
(10)　アスファルト

ロ　船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）別表第８の３の品名の欄に掲げる液体化学薬品（同欄が「その他の液体化学薬品（Ｐ混合物を除く。）」のものを除く。）

ハ　船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第８の２の品名の欄に掲げる液化ガス物質（第二号に掲げるもの及び同欄が「その他の液体ガス物質」のものを除く。）

二　液化天然ガス等燃料船にあっては、液化天然ガス

○国土交通省告示第八百七十九号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第七十七条の七第四項第二号及び第五項第二号並びに第九号表第四号２及び第十号表第二号１の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の内容を定める件を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用し、平成十三年国土交通省告示第千五百号（船員法施行規則第七十七条の七第三項第二号及び第九号表第四号２の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の内容を定める件）は平成二十九年九月三十日限り廃止する。

平成二十九年九月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

1　船員法施行規則第七十七条の七第四項第二号及び第九号表第四号２に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準は、次に掲げる事項について講習を行うものであることとする。

一　タンカーの構造及び設備
二　石油及び石油製品、液体化学薬品又は液化ガスの性状
三　荷役及び運送方法
四　検知器具及び保護具並びに消火器その他の消防設備の使用方法
五　災害及び海上汚染防止対策
六　船員法（昭和二十二年法律第百号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）及び船舶安全法（昭和八年法律第十一号）並びにこれらに基づく命令

2　船員法施行規則第七十七条の七第五項第二号及び第十号表第二号１に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準は、次に掲げる事項について講習を行うものであることとする。

一　低引火点燃料船の構造及び設備
二　低引火点燃料船の燃料の貯蔵等に関するシステム
三　低引火点燃料の物理的性質及び化学的性質
四　低引火点燃料の火災消防実習及び非常対応実習
五　災害及び海上汚染防止対策
六　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令

国会事項

衆議院

報告書受領

九月二十六日内閣を経由して公正取引委員会委員長杉本和行から、次の報告書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく平成二十八年度公正取引委員会年次報告書

議事日程

九月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号
平成二十九年九月二十八日（木曜日）
正午開議
第一　議席の指定
第二　会期の件
第三　常任委員長の選挙
第四　情報監視審査会委員の選任

参議院

議事日程

九月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号
平成二十九年九月二十八日（木曜日）
午前十時開議
第一　議席の指定
第二　情報監視審査会委員の選任
第三　会期の件

人事異動

内閣府

文部科学省

原子力損害賠償・廃炉等支援機構監事　佐藤　正典
（九月二十六日）

法務省

（東京地方検察庁検事）　検事　菅井　健二
辞職を承認する（九月二十二日）

（東京地方検察庁検事）　検事　羽柴　愛砂
法務省刑事局参事官に充てる
（東京地方検察庁検事）　同　宮崎　香織
法務省刑事局付に充てる

（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）　同　市川　宏
東京地方検察庁検事の併任を解除する

（千葉地方検察庁検事）　同　嶋村　勲
東京高等検察庁検事に配置換する

東京地方検察庁検事に併任する
（東京地方検察庁検事）　法務省刑事局参事官　吉田　雅之
法務省刑事局参事官に充てることを解く（以上九月二十五日）

○定年退官
佐賀区検察庁副検事西村孝則は、検察庁法第二十二条の規定により九月二十五日限り定年退官

外務省

（在ホノルル日本国総領事館総領事）　外務事務官　三澤　康
在ドイツ日本国大使館参事官に転任させる

ドイツ国駐箚特命全権大使を補佐しドイツ国に在勤する期間公使の名称を与える（八月二十二日）
（大臣官房）　外務事務官　小野　日子
東南アジア諸国連合日本政府代表部参事官に転任させる

東南アジア諸国連合日本政府代表部在勤特命全権大使を補佐し東南アジア諸国連合日本政府代表部に在勤する期間公使の名称を与える（八月二十八日）
（在中華人民共和国日本国大使館在勤）　特命全権公使　伊藤　康一
在ホノルル日本国総領事館総領事に採用する
（総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長）　外務事務官　相川　一俊
大臣官房に配置換する
（大臣官房審議官（総括担当））　同　吉田　朋之
総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長に配置換する